

碧南市地域防災計画（令和 6 年度）の修正の要旨（案）

I 趣旨

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画である。これらに掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 4 2 条）。

【令和 6 年度の修正の方針】

1. 愛知県地域防災計画の修正の反映
 - ① 愛知県の取り組みに係る修正
 - ② 国の防災基本計画やガイドライン等の修正・追加に伴う修正事項
2. 碧南市各部局における活動の反映等

II 令和 6 年度の修正の概要

1. 愛知県地域防災計画の修正の反映

県の地域防災計画の修正に伴い、必要な修正を行う。県の地域防災計画の修正内容は以下の通りである。

① 愛知県の取り組みに係る修正

- 1 令和 6 年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正

<修正箇所>

■地震・津波編 第 3 編 第 7 章 第 1 節 医療救護

■風水害編 第 3 編 第 6 章 第 1 節 医療救護

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 2 7

■風水害編 P 2 6

- 2 災害中間支援組織に係る修正

<修正箇所>

■地震・津波編 第 2 編 第 1 章 第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携

■風水害編 第 2 編 第 1 章 第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 3

■風水害編 P 3

3 災害ケースマネジメント

<修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第7章 第2節 要配慮者支援対策 ほか

■風水害編 第2編 第9章 第2節 要配慮者支援対策 ほか

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 1 6

■風水害編 P 1 5

② 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

※1 令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正

各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する災害応急対策を実施する関係機関の救助・救出活動や孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用された。これを踏まえ、災害時の緊急輸送について、表記を整理。

令和6年能登半島地震を教訓とした計画の修正。

◆主な対応策

○緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合、医薬品その他衛生材料、血液製剤の空輸を行う。

<修正箇所>

■地震・津波編 第3編 第7章 第1節 医療救護

■風水害編 第3編 第6章 第1節 医療救護

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 2 7

■風水害編 P 2 6

※2 災害中間支援組織に係る修正

災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議等）との連携について追記。

◆主な対応策

○災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

○災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努める。

<修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

■風水害編 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 3

■風水害編 P 3

2. 碧南市各部局における活動の反映等

碧南市の各部局における活動内容及び検討内容を反映し、必要な修正を行う。変更内容は以下の通り。

○第3次緊急輸送道路の指定

<修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第2章 第2節 交通関係施設等の整備

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 4

○名称変更

「twitter」→「X」

<修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第4章 第4節 土砂災害の防止 ほか

■風水害編 第2編 第3章 第2節 土砂災害の防止 ほか

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 7 ほか

■風水害編 P 4 ほか

○組織改編に伴う機関名の修正

<修正箇所>

■地震・津波編 第3編 第3章 主な機関の措置 ほか

■風水害編 第3編 第3章 主な機関の措置 ほか

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 2 3 ほか

■風水害編 P 2 1 ほか

○情報収集伝達系統図及び図に関する記載を削除

<修正箇所>

■地震・津波編 第3編 第14章 第1節 電力施設対策

■風水害編 第3編 第13章 第1節 電力施設対策

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 3 5

■風水害編 P 3 3

○現行計画における不整合の修正、体裁の修正

①表記の統一

「医療・救護所」「医療救護所」「緊急救護所」

「応急救護所」→「救護所」

「医療救護班」→「救護班」

<修正箇所>

■地震・津波編 第3編 第7章 第1節 医療救護 ほか

■風水害編 第3編 第6章 第1節 医療救護 ほか

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 2 7 ほか

■風水害編 P 2 6 ほか

「指定緊急避難場所」→「一時退避場所」「火災時避難場所」

<修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第6章 第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等 ほか

■風水害編 第2編 第8章 第2節 一時退避場所、火災時退避場所及び避難路の指定等 ほか

<新旧対照表>

■地震・津波編 P 1 0 ほか

■風水害編 P 8 ほか

②フォント、図・表内の表記の統一

※固有名詞を除き、文章中の英数字は全角、図表中の英数字は半角

「TEC-FORCE」→「T E C - F O R C E」